

南区役所電話交換設備賃貸借仕様書

1 目的

南区役所の電話設備について、通話録音装置及び音声応答装置を備えた設備を新規設置するもの。

また、定期点検を行い、電話設備が故障した場合は速やかに修理を行う等、常に電話設備の正常な機能を保持すること。

2 業務概要

(1) 委託業務名

南区役所電話交換設備賃貸借

(2) 履行期間

令和7年（2025年）12月1日から令和12年（2030年）11月30日まで

ただし、設備の新規設置は令和7年（2025年）11月30日までにを行うこと。

(3) 履行場所

熊本市南区富合町清藤405番地3

(4) 業務概要

電話設備の賃貸借及び保守点検

3 業務内容

(1) 機器構成概要及び数量

機器名	数量	備考
デジタル電話交換機本体	1式	通話録音、録音告知・通話管理機能
デジタル多機能電話機	115台	
停電切替用デジタル多機能電話機	4台	
一般電話機	28台	既存設備の流用可能
PHS 基地局	6台	既存設備の流用可能
PHS 子機	12台	既存設備の流用可能
通話管理装置	1台	ノート PC

(2) デジタル電話交換機本体について

ア 通話路系方式

時間割 PCM 方式

イ 制御方式

蓄積プログラム制御方式

ウ ポート数

768ポート以上

エ 局線応答方式

ダイレクトグループライン、ダイレクトインライン、PBX ダイヤルイン、付加番号 DID、応答遅延転送、IVR 着信

オ ダイヤル条件

- ・信号種別 DP、PB、デジタル信号（多機能電話）
- ・ダイヤル速度 $10 \pm 2 / 20 \pm 2$ PPS
- ・パルスメーク率 $33 \pm 3 / 50 \pm 5\%$

カ 線路条件

- ・一般電話機
- ・デジタル多機能電話機

キ CPU

64ビットプロセッサ

ク 構造

自立スタンドアローン方式（サーバー対応はラック付き）

ケ 環境条件

- ・温度条件 $0 \sim 40^{\circ}\text{C}$
- ・湿度条件 $20 \sim 85\% \text{RH}$ （結露しないこと）

コ 電源装置

- ・入力電源 -24V 、 $\pm 5\text{V}$
- ・主電源電圧 $\text{AC}100\text{V} \pm 10\text{V}$
- ・停電時通話補償 3 時間以上

サ 回線収容構成

回線種別		現用	実装	容量	単位	備考
局 線	ひかり電話回線 1	30	32	48	CH	ひかり電話オフィス A 直収
	ひかり電話回線 2	6	16	24	CH	ひかり電話オフィス A 直収
	アナログ回線	5	8	16	回線	災害優先電話、停電切替
	PRI(INS1500)	0	0	46	CH	将来対応が可能なこと
内 線	一般電話	28	32	64	回線	
	デジタル多機能	111	144	256	回線	
	PHS 基地局	6	8	16	回線	
	PHS 子機	12	13	24	台	
その他	ページング回路	1	2	4	回路	

シ 機能

標準機能のほかに下記の機能を有すること。

- ① マルチライン
- ② 発着信規制
- ③ 夜間切替（切替 50 パターン以上）
各課のダイヤルイン番号毎に切替が可能なこと。
- ④ 代理応答（コールピックアップ）

- ⑤ 不在機能
 - ・多機能電話機の不在ボタンの押下により、電話機毎に着信/不着信の設定が可能なこと。
 - ・不在設定時は多機能電話機のランプ等で設定状態を確認することが出来ること。
- ⑥ お待たせガイダンス
 - 多機能電話機のボタン操作等で混雑時などお待たせメッセージを流すことが可能なこと。
- ⑦ 発信者番号表示（デジタル多機能電話機）
- ⑧ 通話録音（最大録音 2,000 時間以上、同時録音 30CH 以上）
 - ・1 通話あたり最大 1 時間以上連続して録音が可能なこと。
 - ・自動通話録音の設定が可能なこと。
 - ・遡り通話録音機能を有すること。
 - ・自動通話録音の場合は通話録音前に自動で録音の告知が可能なこと。
 - ・告知はダイヤルイン番号毎にメッセージの設定が可能なこと。（最大 50 パターン以上）
 - ※録音告知は相手先電話番号によって自動で告知しない等設定が可能なこと。（一部の本市の関係機関からの電話には録音告知をしないことを想定している）
 - ・録音告知後、着信先の課の回線がうまっても、通話を切断とせず、電話が混みあっている等のガイダンスを流すことが可能なこと。
 - ・通話録音したデータは PC にて取出しが可能なこと。
 - ・PC にて通話録音したデータの検索が可能なこと。（内線番号、相手先番号等）
 - ・録音用フォルダ（メールボックス）は全体で 10,000 件以上録音が可能なこと。
 - ・録音のデータの自動消去・自動上書きが可能なこと。
- ⑨ 音声自動分配機能（IVR）
 - ・選択転送、ツリー転送（4 段階可能であること）
 - ・混雑時はお待たせ案内メッセージを流すことが可能なこと。
 - ・選択転送先は話中の場合でも切断とせず、お待たせ案内メッセージを流すこと。
- ⑩ 応答モード切替
 - ・応答モードの切り換えが多機能電話機の操作で変更が可能なこと。
- ⑪ 多機能電話機の同時鳴動
 - ・多機能電話の着信時における同時鳴動台数に制限がないこと。
- ⑫ さかのぼり通話録音機能
 - ・通話終了後のボタン操作により、通話内容をさかのぼって録音が

可能なこと。

- ・さかのぼり通話録音の機能は同時 30 回線以上可能なこと。

ス 番号計画

種 別	番 号	備 考
局線発信特番	0	
内線相互接続	1 X X ~ 6 X X	2 ~ 4 桁まで混在可能
局線応答	受話器のオンフックによる	
各種特番	7X 又は 7X X 又は短縮ボタン	任意の番号に変更可能
短縮ダイヤル	8X X X	1000 宛先

※番号計画は協議の上決定し、別途指示するものとする

セ 通話録音(装置) ※交換機本体内存、外付けのいずれでも可

- ・同時使用回線数 最大 30 回線以上
- ・録音時間 最大 2,000 時間以上
- ・録音操作 さかのぼり通話録音が可能であること。
- ・録音データ 電子ファイルで取り出せること。
媒体等を使用し電子データとして保存し録音したデータは、PC 等で相手先番号、内線番号等で検索が可能なこと。
- ・録音対象 局線通話、内線通話

ソ 通話管理 (装置)

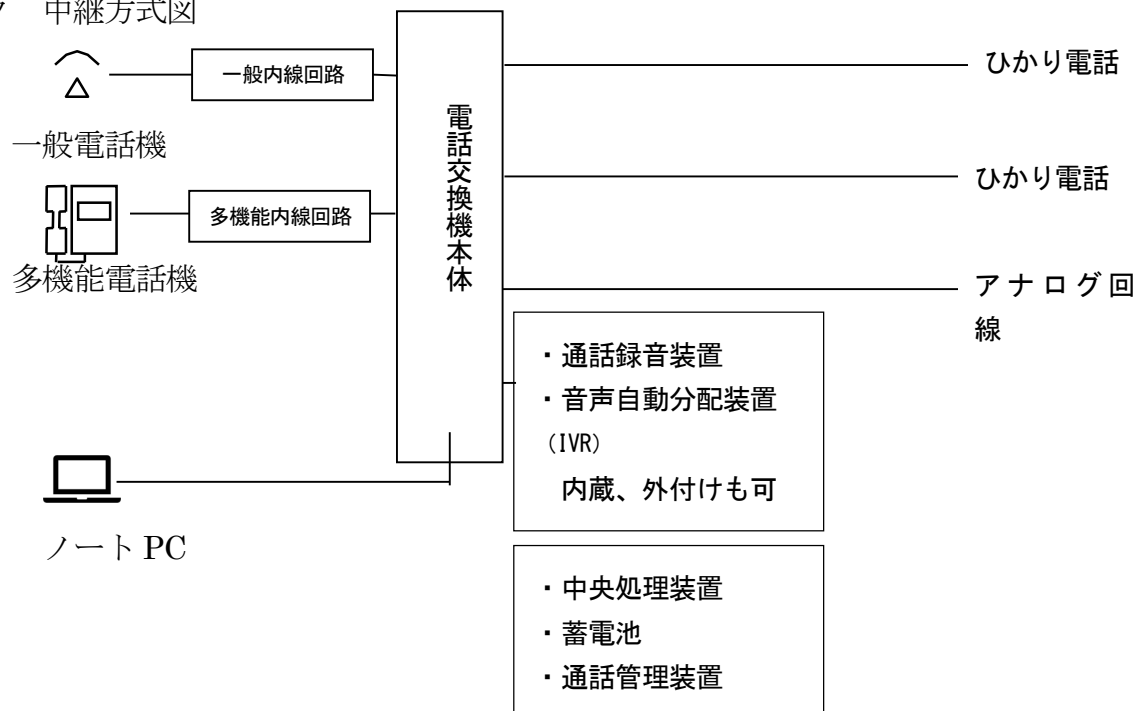
- ・発着信履歴管理 管理ソフト付き
(発着信情報/通話料金/通話録音/録音データ検索)
- ・データ表示・出力機能 接続用 PC 又はこれに準ずるもの。

(3) 電話機仕様

- ア デジタル多機能電話機 115 台
 - ・形状 卓上型
 - ・フレキシブルキー 30 個以上
 - ・ディスプレイ表示 日付・時刻表示、漢字・英数・カナ表示 (ナンバーディスプレイ対応)
 - ・電話帳機能 10,000 件
- イ 停電切替用デジタル多機能電話機 4 台
 - ・上記デジタル多機能電話機と同等とする。
 - ・停電時には自動で電話交換機本体からの給電から局給電に切替が可能なこと。

- ウ 一般電話機 28 台
 ・形状 卓上/壁掛け兼用
 ・その他 リダイヤル、フッキング
- エ PHS 基地局 6 台
 ・インターフェース RCR STD-28 準拠
 ・同時接続 3 台
 ・設置方法 壁掛け
- オ PHS 子機 12 台
 ・連続通話時間 7 時間以上
 ・連続待ち受け時間 700 時間以上
- カ 通話管理装置 1 台
 ・形状 ノート PC
 ・機能 通話管理 第 2 章 2-（1）
 4）に記載の操作が行えること。
- キ 将来機能（今回の調達には含まないが、機能の追加が可能なこと）
 ・ Teams 連携
 Microsoft 社の Teams と連携し、Teams アプリより区役所のひかり電話を利用した発信、着信が可能なこと。Teams アプリと区役所間で内線通話が可能なこと。
 ・ WEB 連携
 ホームページ等の web ブラウザから区役所の固定電話機へ発信し通話が可能なこと。
 ・ 通話録音時間増設
 PC タイプの録音装置を設置せず、メモリ等の追加により通話録音時間を増やすことが可能なこと。
 （追加により最大 4 万時間以上録音が可能なこと）

ク 中継方式図



(4) 設置関係仕様

- ア 電話交換機の搬入、設置及びデータ設定等
 - ・電話交換機本体及び蓄電池の搬入、設置（耐震、転倒防止の対策）、データ設定
 - ・既設電話設備の撤去及び新電話設備への取替
- イ 電話機および周辺機器の設置接続等
 - ・既設電話機の撤去、新設多機能電話機および一般電話機の取付、設定、試験調整
 - ・通話管理装置、通話録音装置、音声自動分配装置の取付、設定、機能試験
 - ・MDF ジャンパー線切替工事
- ウ 運用トレーニング
- エ 切替後の立会い
- オ その他
 - ・配線については必要に応じて下記配線工事を行うこと。
MDF ジャンパーの配線及び、電話交換機周辺 電源及びアース（配電盤から交換機の間）
 - ・既設電話設備の産廃処分

(5) 保守

- ア 定期点検

点検周期は、1 月ごとに 1 回以上とする。
- イ 点検作業に精通した技術員を現地に派遣して、機器全般の点検及び動作試験を実施し、必要に応じて清掃、調整等を行い、機器が正常に稼動するよう、適切な処置を行うこと。
- ウ 点検作業の実施日及び実施時間は次のとおりとする。

平日午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
- エ 故障時の対応、臨機の措置

履行期間中に、保守対象機器が故障した場合又は異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じること。
- オ 機器データの管理

機器のデータ管理を行い、故障時の対応に支障がないように努めること。
- カ 軽微なデータ変更作業

通信回線、電話番号、内線番号等の変更に伴い必要となるデータ変更のうち、軽微なデータ変更作業については、定期点検時にあわせて行うこと。
- キ トラフィック測定

通話管理装置により測定されたデータ（発着信情報、チャンネル占有率、料金等）の測定結果を定期点検時に提出すること。

ク 保守の対象外項目

次に掲げる事項については、本保守業務の対象外とする。

- ① 電話交換機本体の増設、移設、取替え、改修及び撤去
- ② 通話管理装置のソフトウェアの追加、変更
- ③ 施設内の配線工事、電源工事、LAN工事等
- ④ 電話交換機本体のバッテリーの取替え
- ⑤ 市の組織変更等に伴う内線番号等のデータ変更作業（軽微なものを除く。）
- ⑥ 市の不適切な使用又は取扱いにより生じた機器の故障等の修理
- ⑦ 天災地変、その他不可抗力の事故により生じた機器の故障等の修理
- ⑧ 第三者に起因する機器の故障等の修理

ケ 費用負担

- ① 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特段の事情がある場合を除き、市が負担する。
- ② 業務に必要な工具、計測機器等の機材、清掃に必要な資機材等に係る費用は、受託者の負担とする。
- ③ 機器の保守に必要な消耗部品、材料等に係る費用は、受託者の負担とする。また、機器の保守に伴って交換された旧部品の所有権は、受託者に帰属するものとする。

コ 保守の実施体制

- ① 故障等異常発生時の連絡窓口については、一元化すること。
- ② 保守業務の実施にあたっては、必要に応じて通信事業者と事前に協議を行う等、互いに協力すること。
- ③ 故障等異常発生時は、直ちに原因の究明及び障害の切り分けを行い、その状況を市に報告すること。
また、必要に応じて通信事業者と協力し早期復旧に努めること。

4 その他

(1) 一括再委託の禁止

ア 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、市の承諾を得て、本業務の一部を第三者に委託したときは、この仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

(2) 秘密の保持等

ア 受託者は、本業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本業務の履行にあたる受託者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

イ 受託者は、本業務データファイル、プログラム、個人情報、その他本業務に関する資料を本業務以外の用に供するほか、複写又は複製をしてはならない。

(3) 貸与品

ア 受託者は、本業務に必要な物（以下「貸与品」という。）を市に申し出て、貸与を受けることができる。

イ 受託者は、貸与品を善良なる管理者の注意を持って使用又は管理しなければならない。

ウ 貸与品は、この契約の完了後（この契約が解除された場合は、契約の解除後）直ちに市に返却するものとする。

(4) 業務の着手

受託者は、業務の着手にあたり、契約締結後速やかに次の書類を市に提出しなければならない。

ア 業務着手届

イ 業務実施体制図

ウ 保守計画書

エ 保守作業に従事する技術員の氏名を記載した書類及び雇用を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）

(5) 業務管理

ア 業務の現場責任者

受託者は、業務全般について責任を持つ現場責任者を選任し、事前に市に届け出ること。本契約期間中に変更した場合も同様とする。

イ 下記の資格を有する者を配置すること。

工事担任者 総合通信（AI・DD 総合種）

ウ 業務打合せ

受託者は、契約締結後速やかに市と業務に関する打合を市が指定する場所で行うほか、必要に応じて、業務内容に関する打合に応じるものとする。また、打合内容等について、正確に記録し、随時市が閲覧できるよう整理すること。

エ 検査

受託者は、毎月の業務が完了したときは、その都度、業務完了報告書を市に提出し、検査を受けなければならない。

(6) 委託料の支払方法

業務委託料は、業務完了後に支払うものとする。

受託者は、次に掲げるときに完了届を市担当者へ提出しなければならない

ア すべての業務が終了し、点検の業務報告書を提出したとき

イ 完了届が提出されたときは、委託者は検査をおこない、検査に合格したときは受託者は業務委託料の支払いを委託者へ請求することができる。

(7) 本仕様書の変更、疑義に対する協議等

ア 市は、必要があると認められるときは、本仕様書の変更内容を受託者に通知して、本仕様書を変更することができるものとする。

イ 本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合は、市と受託者で協議するものとする。

(8) 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、法律およびその政令・規則等を遵守し、規格等に準拠するものとする。

(9) 疑義

本仕様書に明示のない事項及びその他の疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。